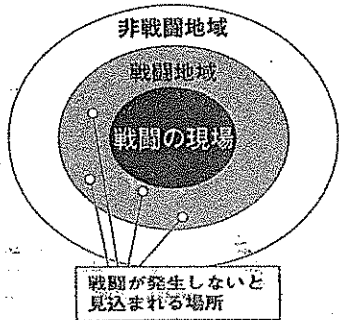


# 徹底批判！ 戦争法案

戦争法案は、自衛隊の活動地域を「戦闘地域」にまで広げ、「後方支援」の名で弾薬の補給、武器の輸送など米軍の戦争の兵たんを可能にしています。

これによって自衛隊員が「殺し殺される」重大な危険にさらされる。7月29日の参院安保法制特別委員会で日本共産党の小池晃参院議員は、米国のアフガニスタン報復

政府の言い分



## 「戦闘が発生しないと見込まれる場所」とは？

### 戦闘地域の中に「安全」ない

戦争、イラク侵略戦争で、イラクに侵襲された米軍の死傷者が、3000人を超える事実など、戦場の現実の危険を突きつけた。隊が行う活動が非常に危険であるかのような決め付けがなされた（森まさこ議員）と質問。安倍

戦争、イラク侵略戦争で、イラクに侵襲された米軍の死傷者が、3000人を超える事実など、戦場の現実の危険を突きつけた。隊が行う活動が非常に危険であるかのような決め付けがなされた（森まさこ議員）と質問。安倍

#### 法案に記述なし

小池氏の批判を意識して自民党は7月30日の特別委で「米軍のアフガニ

晋三首相は「自衛隊が活動する実施区域の指定にあたっては、自衛隊が現

しかし、「戦闘行為が発生しないと見込まれる場所」には、法律上の根拠はありません。これは小池氏が繰り返した。ただし追及に中谷元・防衛相も「法案の記述はない」と認めました。法案上は、防衛相の「安全実施」の配慮義務があるだけなのです。

「現実には活動する期間（2カ月）」を取りだせば安全なのか。

「地域全体で見れば危険はあるが、「区域」場所」で見れば安全なのか。

「全体として危険性のある地域である以上、戦闘がない」と認められる」とはいえないが、「見込まれる」といえるので安全なのか。

安倍首相自身、「戦闘がない」と見込んでいて、そうでなくなる可能性はある」と認めています。

#### 「安全な活動場所」のごまかし

	非戦闘地域	戦闘地域内の「非戦闘地域」
	活動期間を通じて戦闘がないと認められる地域	現実に活動する期間、戦闘が発生しないと見込まれる場所
明文の根拠	イラク特措法2条3項など	なし
国会承認	必要	不要（基本計画ではなく実施要領）
期間	半年（明文根拠はない） 「活動期間」	2カ月（短期間）（明文根拠はない） 「現実に活動する期間」
危険性	戦闘がないと認められる	発生しないと見込まれる
活動範囲	「地域」	「区域（場所）」

#### 戦闘の可能性も

テロ特措法やイラク特措法に明記されていた「非戦闘地域」が「活動期間を通じて戦闘がないと認められる地域」であ

「戦闘地域の中に非戦闘地域がある」というに等しいごまかしと危うさがあります。活動地域についての国会承認も必要とされません。